

Q3. どんな成果が出ているの？

A3.

日本が政府開発援助 (ODA) で最初に法整備支援を実施した国はベトナムです。ベトナム政府は、1986年にドイモイ (刷新) 政策を導入し、市場経済に転換するために法整備に着手しました。こうした流れの中、同国政府の要請を受け、96年にJICAによる法整備支援が始まったのです。

日本は、ベトナムの民法・民事訴訟法の起草や、研修員の受け入れなどにより法令を実際に運用する法曹実務家の育成などの支援を行ってきました。このような長年の支援が実を結んだ一例として、今年4月にベトナムの司法大臣に就任したレー・タイン・ロン氏がいま

す。ロン氏は、99年からJICAの支援で名古屋大学に留学し、2003年に博士号を取得しました。

また、自由な経済活動を支える法制度が整ったことで、日本企業を含めた各国企業が現地で事業を展開しやすくなりました。法整備支援は相手国に加えて国際社会全体にもメリットがあるのです。

日本政府は現在、ベトナムをはじめとするアジアの8カ国で重点的に法整備支援を展開しています。一方で、アフリカ諸国に対しても、司法アドバイザーを派遣したり、現地から法曹人材を招いて日本で研修を実施したりするなどの支援を行っています。

Q1. 日本はどのように法整備を支援しているの？

A1.

日本は明治維新以降、欧米の法・司法制度を取り入れ、それを自国の社会や文化、既存の制度と調和するようにカスタマイズしながら法制度を整えてきました。

一方で、世界には現在も法律が十分に整備されていない国や公正な裁判制度が確立していない国があります。個人の権利がきちんと守られることは、社会が発展するための土台です。日本は各国のニーズに合わせた基盤づくりに協力するため、長年積み重ねてきた法整備の経験を踏まえてアジアをはじめとする開発途上国で支援を展開しているのです。このような協力は、支援を受ける国の発展だけでなく、国際社会全体の平和と繁栄にも寄与するものと言えるでしょう。

日本の法整備支援は、①法案の起草や起草された

草案の立法化プロセスの支援、②法を執行・運用する機関や法を適用して紛争を解決する機関の能力向上のための支援、③法制度・司法制度へのアクセス向上のための支援一を柱としています。これに加えて、支援を受ける国が将来にわたり自立的に法整備を行うことができるよう、支援が終わった後まで見据えた法曹関係者などの人材育成支援を行っています。

外務省は地域を管轄する観点から各国のニーズを吸い上げ、どのような枠組みで法整備支援を展開するのが適切かなどを検討し、法務省の協力を得てJICAと案件化を進めています。実際の支援は、専門家を派遣する法務省や日本弁護士連合会などとも連携して取り組んでいます。

Q2. 日本の法整備支援の特徴は？

A2.

法制度は国の根幹を成すものです。皆さんの中には、「他の国の法律をつくってもいいの？」と疑問に思う方がいるかもしれませんが、欧米諸国の法制度をつくり変えながら、自国に合った法基盤を築き、戦後、民主主義国家として急速に経済発展を遂げてきた日本だからこそできる支援があるのです。

日本の法整備支援の強みは、過去の法整備の経験からさまざまな選択肢を相手国に提示できること。日本の成功モデルを押し付けるのではなく、相手国の主体性 (オーナーシップ) を最大限尊重し、その国の実情とニーズを踏まえたきめ細やかな支援を展開しています。

開発途上国には、その国の実情に基づく取引の慣習やしきたりが存在します。また、最近では、さまざまな法律が既にできつつあります。日本から派遣される専門家は、

このような既存の制度や、現地の慣習・文化を調査し、それらを現代的な考え方で組み合わせて、国家としての統一的な法律をつくる手伝いをしています。法制度をつくる上では、取引慣行や人権保障について、国際標準に合った考え方を取り入れつつ、相手国の社会に根付き、適切に運用されるものを目指さなければなりません。専門家の視点で整合性を検討したり、関係者と協議を重ねたりしながら、バランスを調整することが大切です。こうしたプロセスは時間がかかりますが、日本は長期的な視点で相手国に寄り添いながら支援を続けています。

カンボジアの民法と民事訴訟法。「国際標準に合致した100年使えるものをつくりたい」という同国の要望に応じてつくられた。いずれも適用が開始されている



ミャンマーで開催した会社法のセミナー。英国植民地時代の1914年に制定された会社法を、現在の市場経済に適合させ、投資の呼び込みにつなげる必要があるとなっている

Message from Madagascar

天下の台所発“脱税できないレジ”

マダガスカルでは、2009年にクーデターが発生して以降、2014年の初めまで暫定政権が続きました。その間、政治危機により経済活動が停滞し、政府機能も弱体化してしまったことから、徴税率が大幅に減少。国家歳入が悪化した結果、社会・開発政策に予算を割り当てることがままならない状況になってしまいました。



日本人会の会場としてもよく使われるレストランに設置された徴税レジ

2014年の新政権発足後、政府はこのような状況を立て直すために、徴税率増加に向けた改革に着手し始めています。

特にマダガスカル政府が目をつけたのが、付加価値税の徴収を目的とする、徴税機器を使った脱税防止システムです。このシステムは、第5回アフリカ開発会議 (TICAD V) の商業イベントに出展していた大阪の企業・株式会社ビー・エム・シー・インターナショナルが開発してきたもの。店舗のレジに外付けで機器を設置するだけで、国税当局が各店舗の納税額を把握することができるため、“脱税できないレジ”として世界23カ国に販路を広げています。

マダガスカル政府は日本の協力を通じて、試験的に500台の徴税機器を首都アンタナナリボ市内の店舗に設置することを決めました。記念すべき1号店は、マダガスカル在住の日本人御用達のレストランです。

今後は、マダガスカル政府の主導で徴税機器を全国に設置していくことが検討されています。日本の技術がマダガスカルの財政再建に寄与することを願ってやみません。

(在マダガスカル日本国大使館 二等書記官 小川大輔)

POINT

- 1 法整備は相手国の発展のためだけでなく、世界の平和・繁栄にも寄与する
- 2 相手国の制度や文化を踏まえた協力が日本の法整備支援の特徴
- 3 ODAによる初の支援国ベトナムでは、人材が育ち、ビジネスもしやすい環境に

テーマ
法整備支援



「ここが知りたい」。国際協力に関する政策を外務省の担当者が分かりやすく解説します！

外務省 国際協力局
地球規模課題総括課 上席専門官

岡垣 さとみ

OKAGAKI Satomi

1992年、外務省入省。ニューヨーク国連代表部、在カナダ日本国大使館、国際協力局気候変動課、伊勢志摩サミット・広島外相会合準備事務局などを経て、2016年6月より現職。

